

4 階段（踊場を含む。）

《基本的考え方》

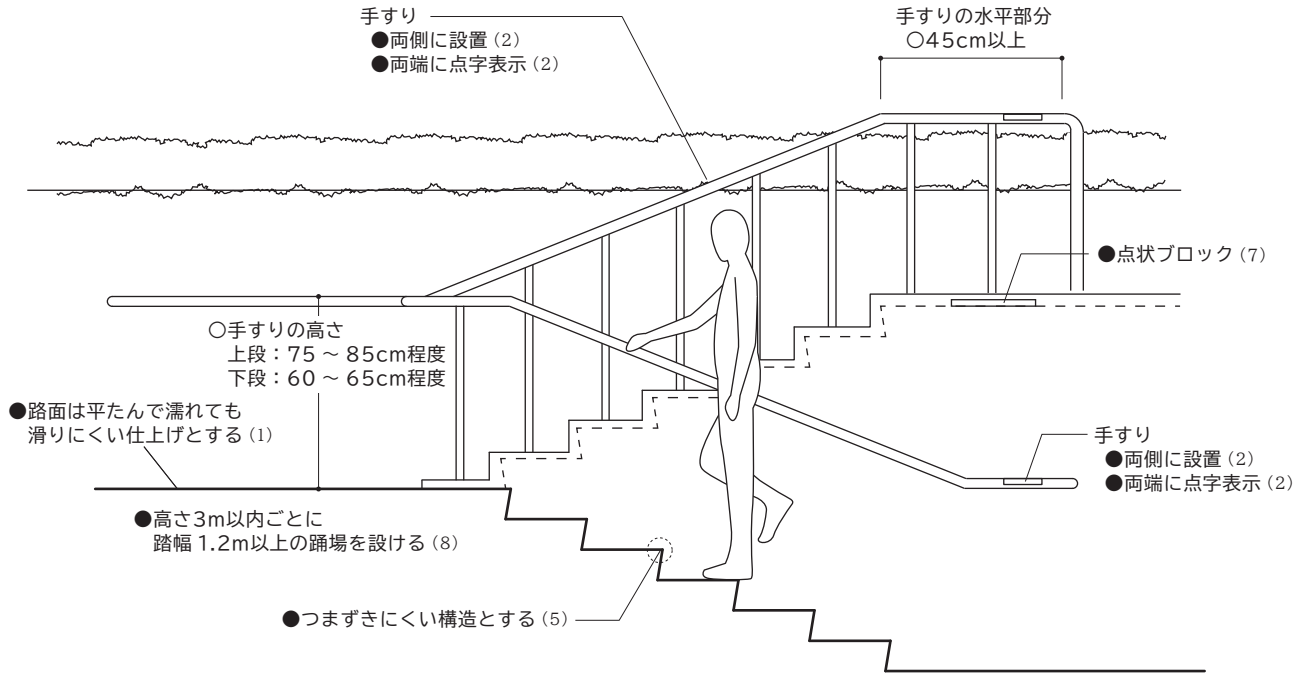
- ・ 階段の段（踏面、蹴上げ）は、歩行者の利用しやすい構造とする。
- ・ 公園内に設けられる階段には、両側に手すりを設ける。
- ・ 階段付近には照明設備を設け、かつ段が夜間でも識別できるよう段鼻のコントラスト等に配慮する。

	主たる園路に階段を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。	ニ 階段
路面の仕上げ	(1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。	イ 出入口 (2)
手すり	(2) 両側に手すりを設けるとともに、手すりの両端には、階段の行き先等を点字で表示すること。	ニ 階段 (1)
回り段	(3) 回り段を設けないこと。	ニ 階段 (2)
段の識別	(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	ニ 階段 (3)
段の構造	(5) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。	ニ 階段 (4)
傾斜路	(6) 傾斜路を併設すること。	ニ 階段 (5)
点状ブロック	(7) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合においては、この限りでない。	ニ 階段 (6)
踊場	(8) 高さが3mを超えるものについては、高さ3m以内ごとに踏幅が1.2m以上の踊場を設けること。	ニ 階段 (7)
立ち上がり	(9) 階段（側面が壁面であるものを除く。）の両側には、立ち上りを設けること。	ニ 階段 (8)

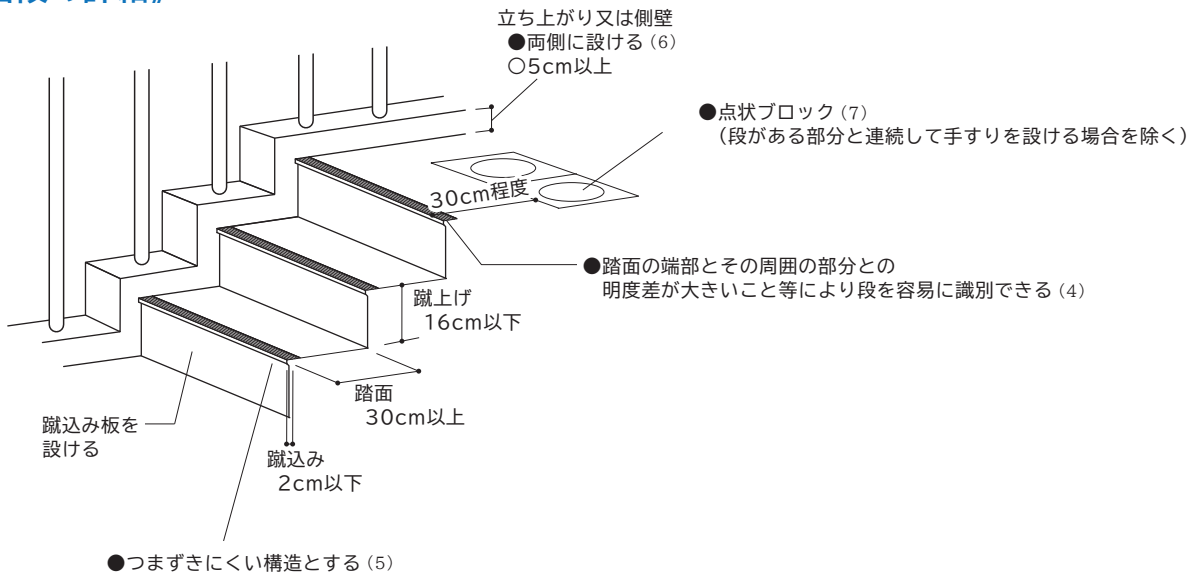
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 階段はその踊場を含む。
- 【手すり】 手すりを取り付ける場合は、1本の場合は75～85cm程度の高さとする。2本の場合は、60～65cm程度の高さの手すりを加える。
- 【手すり】 手すりは、階段の端部から45cm以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。
- 【点字表示】 点字等の表示は手すりの水平部分に設ける。
- 【視覚障害者への配慮】 線状ブロックの設置は、手すり近くに誘導する。

《階段》



《階段の詳細》



《手すりの端部》

